- 2 預金の支払手続については、当座勘定約定又は預金約(規)定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出し、預金通帳の払戻請求書の提出などしませんから貴店の所定 の方法で処理してください。
- 3 口座振替で納付した市税等については領収証書が発行されなくても差し支えありません。
- 4 納付書等を指定のゆうちょ銀行以外の民間金融機関に送達されること及び振替日現在において指定預金口座の残額が納付書等の金額に満たないときは、私に事前通知することなく、納付書等を石巻市に返却されても異議はありません。
- 5 上記納付者に係わる過誤納金の還付については、上記口座への振込みを承諾いたします
- 6 石巻市市税等口座振替依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分について、やむを得ず納付書が私あて送付される、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- 7 この契約について、預金不足などのため口座振替納付が適当でない場合、解約されても異議はありません。
- 8 この取り扱いについて、仮に紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

5		ゆうちょ銀行以外の民間 金融機関
ż	\rightarrow	かりのまが、ロタントのいい。
r	-	◇ 三計4½ 門
¥.	,	立 [] (1) (1) (1)

受付	照合	記帳	検印	
	_			

【金融機関用】 1.一部解約 2.全部解約

	
解約	
解約	

取扱店日附印